

様

現在の〇〇高校における学校運営と PTA 活動のあり方は極めて不正常的な状態にあります。〇〇高校は地方自治体の運営する公立高校であり、PTA は高校とは独立の単なる任意団体に過ぎません。

PTA は、社会教育法では社会教育関係団体の一つに分類され、社会教育法第二条によれば

“この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行なわれる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。”

とされています。

社会教育法第二条に示されているように、PTA の主要な活動は「学校の教育課程以外の教育活動」を行うことであり、学校の教育過程に基づく学校の業務・行事に対して係る場合には、ボランティア団体として学校に協力するという立場です。学校の業務・行事を行う主体は、勿論、学校です。

PTA は任意団体であり、参加するか否かは個人の自由意志により、いついかなる理由であろうと自由に参加・退会が出来る事、PTA 会員は平等であり、個人の意見を自由に表明できることを保証するのが最低の必要条件です。

特に、任意団体である点を会員になる可能性のある対象者に明確に知らせることが重要であることから、昭和二十九年の文部省による『PTA 参考規約』では、第四章 会員において次のような表現を示しています。

第六条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである。

- 一、〇〇小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者。
- 二、〇〇小学校の校長及び教員。
- 三、この会の主旨に賛同する者。(以下省略)

PTA が任意団体であるからには、そこに一体誰が参加するかを確定することはできません。まして〇〇高校の生徒の保護者が全員会員になることなど、まったく保証されるものではありません。「PTA 会員ではない生徒の保護者が存在する」という状態が正常な状態であり、任意団体であるにもかかわらず全保護者が全て PTA 会員であるという状態は異常です。

また、厳密に言えば、学校とは独立の任意団体の PTA 会員名簿を第三者組織である学校が把握しているという状態は異常です。本人に確認を取らずに第三者への個人情報公開を行うことは個人情報保護法違反です。

〇〇さんは、家庭訪問の際、「PTA の事業と学校の業務を明確に分けることは難しい」とおっし

やいましたが、そんなことはありません。

学校が、在籍する生徒全員を対象にして行う業務、その業務について保護者に対して説明する業務は全て学校の業務であり、学校とは独立の任意団体である PTA の事業ではあり得ません。これを、PTA に参加する保護者とそうでない保護者に対して別の扱いを行うことは教育の機会均等を侵害する行為です。

さらに、■■■■さんは「たかが会の名称の問題」だと軽くお考えのようですが、名称の詐称は場合によっては刑法犯罪の要件にもなりうる重大な不正行為です。

以上が私の基本的な問題認識です。以下具体的に検討します。家庭訪問の折り、■■■■さんから頂いた資料を検討します。

### ①平成 24 年度 PTA 事業報告 1

『平成 24 年度 PTA 事業報告 1』に記載された事業について、常任理事会・理事会、全般的な活動、全国・九州・県 P 連関連の事業は、PTA 総会を除いて、PTA の単独事業のようであり、特段問題は無いと考えます。

『平成 24 年度 PTA 総会・体育文化振興会総会ならびに進路説明会・学年 PTA および学級懇談会開催のご案内』では、この印刷物の宛名は『保護者 各位』となっており、特段問題はなかったと考えます。ところが、今年の案内では宛名が『PTA 会員 各位』に変更されております。その結果、PTA を退会した私には案内状が届きませんでした。何故わざわざ書き換えられたのか、ご説明いただきたいと考えます。

昨年度の PTA 総会と同日に行われた進路説明会、学年 PTA、学級懇談会には参加しておりませんが、今年の会合に参加した限りでは、進路説明会、学年 PTA、学級懇談会の内容はすべて学校の業務について全保護者を対象にして行うべき説明会であり、PTA の事業(=学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行なわれる組織的な教育活動)とは関わりのないものでした。

また、当日各会合で配布された資料は学校事務費で支払ったものであり、会の運営においても全てを教師が取り仕切り、保護者が運営に主体的に関わった実態はありませんでした。それにもかかわらず、すべての資料に PTA 主催の会合であるような表題が記されていました。何故このような会合を PTA 主催であることを装う必要があるのか？理解不能です。

おそらく、学校も PTA も自らの立場を曖昧にしており、運営している本人たちすら保護者と PTA 会員を明確に区別して理解していないことが出鱈目な運営につながっているものと考えます。しかし、実体として■■■■高校の保護者と PTA 会員は同一ではないのですから、明確な区分を行わなければなりません。

仮に、進路説明会、学年 PTA、学級懇談会が PTA の主催であるならば、公立高校とは独立の任意団体の会合の資料印刷のための事務費用を公立高校の学校事務費から支払ったこととなります。これは大分県の財政支出としては不適正であり、監査の対象にすべき行為だと考えます。

また、PTA の主催で PTA 会員を対象として学校業務に対する説明会を運営する場合、PTA に参加しない私のような保護者はオブザーバーとしての参加ということになります。PTA 主催の進路説明会、学年 PTA、学級懇談会において、重大な問題が起こった場合に PTA 会員ではない保護者には会の運営に対して意見を述べられないということです。つまり、PTA に参加しないということによって、保護者は学校運営に対する発言権において重大な不利益を被る可能性を排除できないのです。

以上の点に鑑み、進路説明会、学年 PTA、学級懇談会は学校主催の業務としての進路説明会、学年保護者説明会、学級懇談会にすることが合理的です。これによって、この件についての問題は解消されます。

## ②平成 24 年度 PTA 事業報告 2

『平成 24 年度 PTA 事業報告 2』は PTA の委員会ごとの事業報告のようです。研修委員会、広報委員会の事業は、社会教育関係団体である PTA 本来の独自の単独事業であり、問題はないと考えます。

生活指導委員会、保健厚生委員会、学年部については、学校の業務に対するボランティア団体としての協力のための PTA 内の受け皿なのであろうと考えられます。生活指導委員会、保健厚生委員会の事業は特に問題ないと考えます。

問題は学年部の事業である各学年 PTA、学級 PTA への関わり方です。これは①で指摘した通り、実態は学校が各学年の保護者、あるいは学級単位の保護者に対して学校業務についての説明や連絡を行う会合であり、主催は学校です。あくまでも PTA の関わりは会合の会場設営などの場面でボランティアとして協力することであって、会を主催するものではありません。現在各学年 PTA、学級 PTA として行なわれている会合は、学校主催の学年保護者説明会、学級懇談会とすることが合理的です。

## ③その他

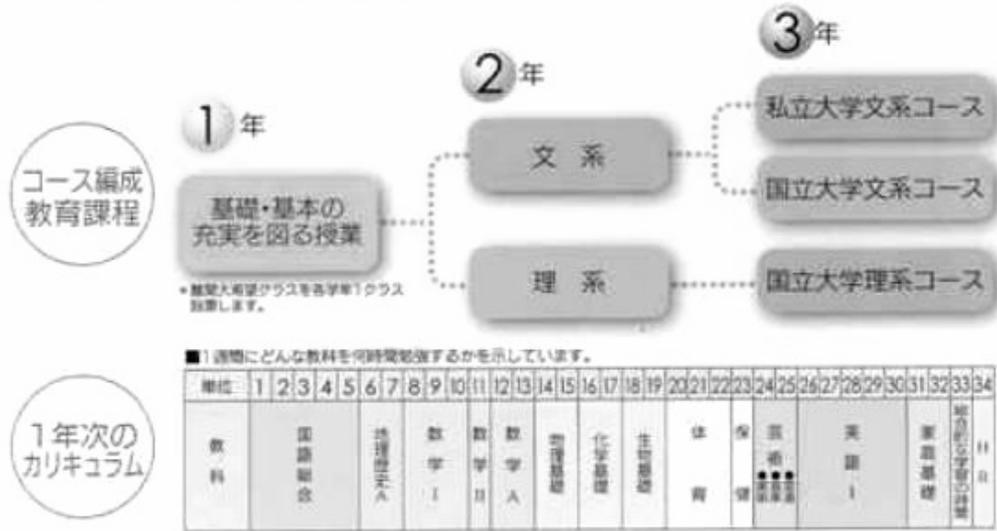
事業報告には記載されていませんが、朝講座と土曜講座は名目上 PTA の事業ということになっていると聞きます。

当然のことながら、朝講座と土曜講座は通常教育課程の授業とは不可分のものであろうと考えます。保護者が PTA の会員であるか否かを問わず、          高校に通う生徒には等しく朝講座と土曜講座を受講する権利が保証されるべきです。

2012 年 6 月にまとめられた          高校の学校案内においては、<本校の特色>として朝講座が紹介されています。そこにはこれが PTA の事業であることなど記されていないようです。それが実際には PTA の事業であるというのでは、詐欺行為です。

# 基礎基本の定着と学力向上

Classes, Curriculum & Time Table



## <本校の特色>



## 本校のコース編成・本校の特色

一方、朝講座や土曜講座という、■■■■高校に通う生徒に対して、等しく受講の権利を保障すべき事業が、任意団体である PTA の事業というのは極めて不自然です。また、PTA の主たる目的(学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行なわれる組織的な教育活動)からして、朝講座や土曜講座を主催することは適切ではありません。

実態として朝講座を行うのは教師であり、保護者は運営に主体的に関与していません。また土曜講座の運営費用は、PTA 会費で賄われているわけではなく、別会計で費用を徴収しているのですから、この点からも PTA の事業とする必然性は全く存在しません。

徴収した運営費用の執行は PTA が行なっているのでしょうか？

PTA からの学習指導費の支払いは地方公務員法に違反しないのですか(第三十五条職務に専念する義務、第三十八条営利企業等の従事制限)？

あるいは学校が費用を徴収して、講師に対して時間外手当として支払うことに問題があるのでしょうか？

何故に朝講座や土曜講座が PTA の事業とされているのか、合理的な理由を説明いただきたいと思えます。

何か法的に学校以外の組織が運営するという形を取らなければならない事情があり、方便として PTA という名称を利用しなければならないというのであれば致し方ないかもしれませんが、実質的には学校教育の一部であり、学校の業務とすることが合理的です。

以上見てきたような PTA を巡る様々な問題点が生じる本質的な問題は、PTA 会員となることは各保護者個人の自由意志によるものであり、PTA が任意団体であることを説明することを怠り、半ば詐欺的に入会意志を申込書などによって確認することなく、全員を PTA 会員に囲い込むという異常な組織運営がまかり通ってきたことによります。

■■■■ 高校 PTA を含め、多くの PTA 規約においては、文部省による PTA 参考規約の例文「会員となることのできる者」ではなく、「**保護者を会員とする**」などの表現によって、会員対象者に対して全員が(強制的に)参加しなければならない組織であるような誤解を与えています。

これは厳密には説明責任を果たさず、むしろ積極的に誤解を与えることによる詐欺行為です。その結果、任意団体であるにもかかわらず、長らく保護者＝PTA 会員という状況が続いてきたことから、学校は保護者と PTA 会員の違いを認識せずに杜撰な学校運営を続けられたのです。

しかし、現在の■■■■ 高校は PTA 会員と保護者は同一ではないのです。この機会に PTA と学校のあり方を本質に戻って根本から再検討することを強く求めます。私は既に PTA 会員ではありませんが、PTA の運営においては、PTA 会員にはいついかなる理由によっても入会・退会の自由を保証し、会員の平等、意見表明の自由を保証する民主的な組織になるよう希望します。

以上の点について、■■■■ さんには説明できないということですので、責任ある回答の出来る PTA、学校関係者の説明を求めたいと思います。

2013/06/26

近藤 邦明  
TEL ■■■■